

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改 正 後			改 正 前
		(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)			(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)
		第四十八条 法第五十八条の三第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。			第四十八条 「同上」
		一 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会 次に掲げる事項			一 「同上」
		「イ・ロ 略」			「イ・ロ 同上」
		ハ 組合又は連合会の主要な業務に関する次に掲げるもの			ハ 「同上」
		〔(1)・(2) 略〕			〔(1)・(2) 同上〕
		(3) 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次の表に掲げる事項			(3) 「同上」
項 目	記載する事項	項 目	記載する事項	項 目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。） 〔二～六 略〕	主要な業務の状況を示す指標	一 事業粗利益及び事業粗利益率 〔二～六 同上〕	主要な業務の状況を示す指標	一 事業粗利益及び事業粗利益率 〔二～六 同上〕
〔略〕		〔同上〕		〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>「二・三」略</p> <p>「二・三」略</p> <p>「二・三」略</p>	<p>「二・三」同上</p> <p>「二・三」同上</p> <p>「二・三」同上</p>
--------------------	---	--